

QURUWAプロジェクトの中央緑道等（（仮称）乙川人道橋と橋詰広場）の
民間活力導入に関するマーケットサウンディングに関する質問・回答

| 項目 | 質問 | 回答 |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 事業参画の資格について | 本マーケットサウンディングの対象事業者及び、今後事業化された際の事業者参加資格について、乙川リバーフロントまちづくり協議会やおとがワ！活用実行委員会は、人道橋上における事業実施のための行為許可における利害関係者になると考えられるが、事業参画について制限や制約が生じることはありませんでしょうか。 | 乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会で認められた実行委員会（既存及び新規含め。以下「実行委員会」と呼ぶ。）については、現状では本事業参画への制限等はありません。 |
| 2 人道橋上の建築物の撤去について | 大規模地震発生時の可能性として、緊急車両（大型）が人道橋上を通行する必要がある場合、建築物の撤去が必要となった場合においても、撤去のための費用は事業者の負担になるのでしょうか。また、再建のための費用、営業に対する補償などは特に見込まれないものと考えてよいのでしょうか。 | 万が一の大規模地震等が発生し、乙川人道橋の両側に架かる殿橋と明代橋が通行不能になった場合、緊急車両通行に伴う建築物の撤去費用は事業者負担となります。また、再建費用、営業補償等は見込んでおりませんので、例えば壁を取り外し式にするなどの工夫についてもご意見いただければと考えています。 |
| 3 人道橋における緊急車両の通行について | 人道橋上を緊急車両が通行する場合の軌跡について、検討図面等を公開頂けませんでしょうか。 | 「乙川人道橋における緊急車両の軌跡図」を資料11として添付します。 なお、資料1「施設概要書P7」常設建築物の条件として「緊急車両（大型）が人道橋上を通行するため、建築物を撤去する必要がある」としていますが、建物が緊急車両の通行を阻害するため、撤去が必要になる訳ではなく、人道橋の構造として建物の重量によっては緊急車両の荷重に耐えられない可能性があるため、その場合には撤去が必要となります。人道橋上建築物の詳細条件については、後日公表を予定しています。 |
| 4 籠田公園の整備・運営内容について | 現在整備が進められている籠田公園の整備内容、周辺住民との協議内容、今後の管理運営方法等について、公開いただけるものがあれば、ご教示下さい。 | ・資料12として籠田公園整備図面を添付します。 ・周辺住民との協議内容については、地域の住民がどのように新しい籠田公園に関わっていくかを考える市民ワークショップ（全3回）を今年度実施中です。 ・今後の管理運営方法等について、市民ワークショップでは都市公園法17条の2の法定協議会や愛護運営会等での連携を視野に入れて検討中です。資料13として愛護運営会の資料を添付します。 |
| 5 中央緑道の整備内容について | 現在整備が進められている中央緑道の内容（断面、配置施設等）についてご教示下さい。 | 資料14として中央緑道の施設配置図を添付します。 内容については、次のURLに人道橋から籠田公園までのイメージ動画を公開していますので、参考にしてください。 動画URL： http://www.city.okazaki.lg.jp/910/1765/p022814.html |
| 6 民間事業者の負担について | 民間事業者の負担について、以下の認識で良いか。 ・公募対象公園施設の整備費 ・特定公園施設の整備費の1割以上 ・公園の使用料 ・管理費（売り上げの8%） 乙川人道橋のみ | 公募対象公園施設では、運営費、維持管理等も含めた負担となります。 また、管理費は実行委員会のなかで金額設定がなされ、公園使用料も含めて設定されます。 |
| 7 乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会について | 乙川リバーフロント地区かわまちづくり協議会のメンバー構成を知りたい。 | 学識経験者1名、地元学区総代会長4名、商工会議所の代表者1名、地域商店街の代表者1名、地域まちづくり組織の代表者4名、地域漁業者の代表者1名、岡崎市観光協会の代表者1名、国土交通省中部地方整備局地域河川課長1名、岡崎市1名で構成されています。 |
| 8 指定管理の範囲について | 乙川人道橋と橋詰広場だけでなく、中央緑道や籠田公園の指定管理の範囲はどのように考えているか。 | 指定管理の範囲については、今回のサウンディングで、その可能性についてもご意見をいただきたいと思います。 |
| 9 中央緑道・籠田公園の整備・管理手法について | 中央緑道や籠田公園もPark-PFIの制度で行うのか。 | 今回の対象地以外での中央緑道及び籠田公園については、今のところPark-PFIの制度で行う予定はありません。 |
| 10 乙川人道橋の橋上活用について | 乙川人道橋の橋上活用について、民間事業者側としては建物とオープンスペースとの程度確保できるのか。 | 橋の有効断面16mのうち、自転車歩行者空間として4mの確保が必要です。残り12mのなかで、管理用車両の通行スペースと利用者の園路を合わせ6m以上確保したうえで、建築物の設置が可能となります。なお、建築物の柱については人道橋主桁の間隔1060mmに合わせた設置を想定しています。（施設概要書P8の図「（仮称）乙川人道橋上の使い方イメージ」参照） |
| 11 管理費の発生について | 管理費（売り上げの8%）が発生するのは乙川人道橋のみという認識で良いか。 | 対象地のなかでは、人道橋のみとなります。 |
| 12 橋詰広場の容積率について | 橋詰広場の容積率について、岡崎市の考える最大値を提示して欲しい。 | 施設概要書P4にあるとおり、容積率の最大値は400%です。 |
| 13 準防火地域の規制について | 準防火地域の規制にも関係するが、屋根・壁に関する岡崎市の考えを示してほしい。（パーゴラ・格子状の上部架構は屋根に該当するのか、防風カーテンは壁に該当するのか） | ・参考資料の参考1（P9～10）に朱書きにて加筆しましたので、ご参照ください。その他の関係法令についても、更新しました。 ・パーゴラ・格子状の上部架構、防風カーテンについては、取り扱う製品等によるため、建築確認時の個別協議となります。 |
| 14 人道橋の公募対象公園施設床部で不要となる木材の扱いについて | 乙川人道橋の公募対象公園施設床部で不要となるひのき角材の扱いに関する岡崎市の考えはどうか。 | 不要となるひのき角材はありません。 |
| 15 サウンディングのスケジュールについて | 太陽の城跡地のサウンディングとスケジュールが重複し、民間事業者の負担が著しく増えるため、スケジュール調整をお願いしたい。 | サウンディング（対話）のスケジュール調整は可能です。参加申込書の希望日の欄へ、上から第一希望として第三希望まで記入してください。 |
| 16 説明会に参加出来なかった事業者への対応について | 今回の説明会参加を逃した民間事業者への説明の機会はないか。 | 次年度の公募の際にも説明会を実施する予定です。 |
| 17 社会実験「MeguruQuruwa」について | 昨年度開催された社会実験「MeguruQuruwa」の結果はどうだったか。 | 資料15として社会実験「MeguruQuruwa」の結果を添付します。 |
| 18 QURUWA戦略について | 配布資料からだと（QURUWA戦略の）ターゲットイメージや、（（仮称）乙川人道橋と橋詰広場と）他の拠点との関わりが見えない。 | ・ターゲットイメージについて 市民・来街者をターゲットとしています。詳しくはQURUWA戦略のP2の「RF地区まちづくりの目的」をご参照ください。 QURUWA戦略はこちら http://www.city.okazaki.lg.jp/300/306/p022685.html ・他の拠点との関わりについて 特にP5の乙川エリアの将来像として「沿川の民間主体による河川空間の積極的活用と管理運営の実現」とし、かわまちづくりを通じたPPP事業の連携により、回遊の実現にも繋げることとしています。対象となるQURUWAプロジェクトはQP1、QP2、QP3、QP4となります。詳細は「QURUWA戦略」P5～8をご参照ください。 |